

地方債の充実・改善に関する提言

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保、弾力的な運用を図ること。
2. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。
また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。
3. 臨時財政対策債発行可能額の算定については、不交付団体においても発行実績があることを勘案し、不交付団体の財政運営に支障が生じないようにすること。
4. 公債費負担の軽減を図るため、1.1 兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。